



# いわない 議会だより

発行 岩内町議会  
編集 議会運営委員会  
〒045-8555  
北海道岩内郡岩内町字高台134-1  
☎ 0135-67-7081  
FAX 0135-67-7106  
メールアドレス  
gikai@town.iwanai.lg.jp



今年は雪が多い!!

2021. 2  
No.151

---

第4回定例会報告	P 2~3
一般質問	P 4~11
議会日誌	P 12

---

# 第4回 定例会 報告

令和2年度各会計補正予算等を審議する第4回定例会は、12月7日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。14日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、12月17日閉会しました。

## 審議した案件

令和2年度各会計補正予算6件・条例設定2件・改正6件は原案可決、人事1件は適任議決となりました。

### 《予算》

○令和2年度一般会計補正予算  
障害介護給付費7千3百94万7千円及び水産試験研究設備整備工事費2千4百81万4千円などについて追加補正しました。

○令和2年度国民健康保険特別会計補正予算  
保険給付費等道費負担金超過交付返納金7百80万5千円及び保険者負担額2百16万6千円などについて追加補正しました。

○令和2年度介護保険特別会計補正予算  
保険事業勘定の介護保険システム改修業務委託料2百50万6千円及び介護サービス事業勘定の職員手当9万1千円などについて追加補正しました。

て追加補正しました。

○令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算  
後期高齢者医療システム改修業務委託料百58万4千円の追加及び事務費負担金百26万8千円の減額について補正しました。

○令和2年度水道事業会計補正予算  
職員給与費百25万2千円の追加及び一般会計給与費等負担金百82万円の減額について補正しました。

○令和2年度下水道事業会計補正予算  
職員給与費5百56万3千円及び一般会計出資金5百58万4千円などについて追加補正しました。

### 《条例設定・改正》

○岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例設定  
公職選挙法の一部改正に伴い、選挙公営を導入するため、選挙運動の公費負担に関する条例を設定しました。

○岩内町学校整備基金条例設定  
町内小中学校の建設及び維持管理等の財源に充てるため、条例を設定しました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定  
地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税の減額の基準について、所要の改正を

しました。

○公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例設定  
地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を

○岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定  
相生集会所の除却に伴い、所要の改正を

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定  
子ども子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を

○岩内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例設定  
地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を

○岩内町地場産業サポートセンター条例の一部を改正する条例設定  
食品加工環境整備事業による加工機器の導入等に伴い、所要の改正を

### 《人事》

○人権擁護委員候補者の推せん  
進藤和美氏を適任としました。

# 人権擁護委員候補者に 進藤和美氏 決まる!

## 審議した意見書・陳情

意見書1件は原案可決、陳情1件は継続審査となりました。

○少人数学級の拡充を求める意見書

意見書は、関係機関に送付しました。意見書の内容は、12ページをご覧ください。

○国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

## 第4回臨時会報告

条例改正等を審議する第4回臨時会は、11月30日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き議案の審議を行い、同日閉会しました。

### 《条例改正》

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

人事院勧告に準じた改定を行うため、期末手当の支給割合について、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定

期末手当の支給割合について、改正しました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定  
期末手当の支給割合について、改正しました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定  
期末手当の支給割合について、改正しました。

### 《その他》

○財産の取得について  
食品加工機器を取得しました。

### 《報告》

○専決処分した事件の承認  
岩内協会病院新型コロナウイルス感染症検査対応事業費補助事業及び夜のまちプレミアム商品券発行事業費補助事業等の実施に伴い、令和2年度一般会計補正予算の専決処分について、承認しました。

## 議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

# 一般質問

12月14・15日 5名の議員による一般質問が行われました。  
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

## 金 沢 志津夫 議員（新政クラブ）

### ふるさと納税の

### 取り組みを加速的に



#### ■質問■

1. 現在の町の財政調整基金の残額はいくらか。
2. ふるさと納税基金の目的と今年度の基金目標、これまでの取組状況は。
3. ふるさと納税を加速化させる取組と更なる商品開発も必要と思うが、町の考えは。
4. 情報発信がまだ不足しているように感じる。町の総力をあげて加速的に推進していくべきと考えるが、町の対応は。

#### ■町長■

1. 予算ベースで、1千9百23万2千円。

#### ■質問■

2. 寄附者の意向に沿った事業に充てることを目的に基金を設置し、令和2年度は、約2千9百万円を積み立てる予定。大手寄附受付サイトと提携するほか、リピーターを対象とした抽選会等を実施している。
3. 返礼品の供給体制の強化を図り、魅力ある資源を磨き上げ、地域全体のブランド力を向上させていく。インターネットを活用した魅力発信とフォローアップを強化し、応援してくれる仕組みづくりを構築していく。
4. 機構改革に伴い、観光経済課へ業務を移管し、観光部門、商工部門との一体的な事業推進を可能とする体制を強化した。

### 施設一体型義務教育学校 建設は一時立ち止まって

#### ■質問■

1. 施設一体型義務教育学校の推進に向け、保護者や住民、教職員への説明会の回数と参加人数、説明内容と反応について伺う。
2. 計画している学校の規模、建設費用、立地場所、建設予定年、スクールバスの運行の有無、原

子力防災防護対策は。  
3. 建設に伴い、廃校となる4小中学校の今後は、解体するのか、別な活用方法を考えているのか。  
4. 4小中学校は、最も身近な避難場所。新たな学校建設で町の防災計画の見直しが必要だが対応は。  
5. 子供たちを一つの学校に集中させる事が、防災面や感染拡大の面からも危険と思われるがどう考えるか。  
6. 学校整備基金の目標額と何年を目標達成年度と設定しているのか。  
7. 学校を建設する費用の原資は、  
過疎債の借入額と償還期間、町費の持ち出しはいくらと算定しているか。  
8. 総合的に考えて既存校舎の改築も視野に子供たちの教育環境を整備

#### ■町長■

1. 本年10月20日から22日までの3日間にわたり町民説明会を開催し、延べ55名の参加があり、町の教育や学校施設の現状と課題、施設一体型義務教育学校の定義と導入により期待できる効果や課題などについて説明し、参加者には施設一体型義務教育学校とはどのような施設なのかを理解して頂けたものと考えている。
2. 原子力防災防護対策については、基本構想・基本計画の段階であり検討には至っていない。
3. 施設一体型義務教育学校を建設すると仮定した場合には、既存校の耐用年数や活用に伴う維持管理費用、学校開放事業などを考慮し、解体あるいは有効な活用について判断したい。

4. 建設すると仮定した場合には、新たな学校も避難所等の指定が想定され、避難所等に指定済の既存校の活用方法にもよるが、人口推計値や公共施設の配置状況、感染症対策を想定した収容可能人数など総合的に勘案した指定の見直しとなる。その上で整備年次等に合わせ、地域防災計画、原子力防災計画等の必要な改訂となる。

7. 基本構想・基本計画では、充当財源は国庫補助金を最大限活用し、残りは地方債を充当していくとされている。借入条件が有利な過疎債は、申請額を全て確保することが難しいこともあり、現時点では、有効かつ発行可能な地方債の一つとして位置づけ、今後、中・長期の財政見通しが明らかになった後、金額等が具体化されていく。

8. 施設一体型義務教育学校の設置は、児童・生徒の学力向上と教育環

境の充実を図るには重要な施策であると認識しているが、各分野における重要な施策を考慮し、総合的な観点から町政を運営していく必要があることから、他の施策に影響を及ぼすことがないよう長期的な視点に立ち、あらゆる角度からの検討が必要であり、今年度内を目途に町としての方向性を示すよう努める。

### ■教育長

1. 保護者説明会は4回開催、38名が参加し、基本構想・基本計画を中心に、施設一体型義務教育学校の説明を行った。賛否の意思表示はなく、「特色のある教育をどう進めるのか」などの質問等が出された。教職員に対する説明は、本年5月19日から28日にかけて、小学校、中学校、岩内高校の教職員114名に対して実施し、保護者説明会と同様の説明をし、小中一貫教育導入に向けた、具体的なスケジュールや施設に関する要望等が出された。

2. 基本構想・基本計画では、施設面積1万5千㎡、普通学級21、特別支援学級11、総建設費用67億3千万円を想定。立地場所は、関連する部署等との協議により決定する。建設予定年は令和4年から6年で、7年4月の開校を目標。スクールバスの運行は、立地場所が確定後に検討を進める。

5. 学校の規模に関わらず、日頃の様々な必要な対策を講じることにより、安全な環境の中で、安心して学校生活が送れるよう取組んでいく。

6. 学校施設整備は現在、町学校施設整備会議で検討していることから、現時点で目標額及び目標達成年度の設定はしていない。

## 密漁対策と敷島内漁港の

### 管理について

■質問  
1. 町として効果的な密漁対策と「監視レーダーシステム」の導入についてどのように取組むのか。

2. 道に対し敷島内漁港の管理と整備を徹底するよう求めるが、町の対応は。

業に支障をきたしているものと捉え、漁業協同組合と連携し、漁港を管理する道と協議を重ねてい

■質問  
1. 先の一般質問で漁港区での無断上架、廃船処理について質問したが、現状はどのように対応し改善されてきたか。

2. 釣り船などの使用料の徴収について、利用者間の不公平が生じていないか。

3. 大和埠頭や港内全般を見ても廃船処理が進んでいないが、その対策と漁船の廃船処理費用の支援策は。

4. 漁港区内、特に万代船揚げ場周辺はゴミが散乱しているが、ゴミは

る。

道では、要望した一部が改善されているものの、限られた予算や関係機関との調整などから、時間を要している現状にあるが、計画的に改善したいとしている。

■質問  
5. 景観も重要な地域振興であり、今後の対応は。

1. 2. 3. 港湾区域等で無断上架、廃船処理の減少に努力してきたが、解消に至っておらず、関係人の指導に、引き続き取組む。

■町長  
港湾施設を使用する場合は、申請に基づき使用料を徴収している。廃船処理は、関係機関との連携を強化し、廃船処理費用は、補助要綱を定め、解体費用等の一部を補助している。



4. 港湾清掃を実施しており、利用者への啓発に努める。

5. 建設課職員が、港内の点検や工事、調整、入出港に係る手続き等を行っている。景観へ配慮し、適正な管理に努める。



## 奈良 良初 枝議員 (公明党)

### 新型コロナウイルス感染症等の流行時における介護予防、フレイル対策等について

#### ■質問■

感染拡大の不安は続いており、お年寄りが感染を恐れて自宅に閉じこもりがちが暮らしが長く続くこと、身体機能や認知機能が低下して要介護状態の一步手前の状態とされるフレイルに陥る方が増加する懸念がある。

令和元年度末現在で、町内の65歳以上は4,535人(37.2%)、75歳以上は2,407人(19.8%)と高齢者が増加状態になっている。インターネット環境が整っていない方も少なくないと推察されるため、情報提供の方法も再考するべきと考える。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の現状を踏まえた上で、介護予防、フレイル対策等をどう

のように行っているか。また行っていないことと考えているのか、所見を伺う。

#### ■町長■

介護予防の取組は、地域包括支援センターから「包括だより」を発行し、自宅で行える筋力トレーニング方法の紹介、フレイル対策などを周知・啓発している。また、介護予防教室への講師派遣などにより、高齢者に対する介護予防の基礎知識や情報を提供し、心身機能の維持・向上に努めてきた。

フレイル対策の取組は、運動面では「はつらつ元気塾」を今年度4回開催し、リズム体操を中心とした運動教室に38名が参加している。栄養面や社会とのつながり

は、高齢者への見守りも兼ねた給食宅配サービスの延べ利用者数が前年度と比較して10%程度の増加となっている。

また、敬老祝品の配付では、マスクや携帯用アルコール除菌シート、タクシーチケットを配るなど、外出による社会とのつながりを見据えたフレイル対策に努めた。

一方、通所型介護予防

教室「ぱびつと健康クラブ」は、施設への立ち入り制限があるため開催を見送った。

今後の介護予防やフレイル対策は、高齢者のニーズも高いことから、安全対策の更なる強化に取組みながら、感染拡大の状況に合わせた高齢者への介護予防やフレイル対策の啓発・推進に引き続き努める。



給食後の歯磨きの実施が広まっている。日本歯科医師会等は「口腔内の衛生環境を整えること」で、新型コロナウイルスの感染予防の効果が期待できる」としている。

感染予防の観点から、町内の小・中学校でも給食後の歯磨きを実施すべきと考えるが、所見を伺う。

#### ■教育長■

歯磨きは、口腔内がきれいになって喉の菌の量が減り、感染症予防に効果があると聞いている。

しかし、日本学校歯科医会からは、学校での歯磨きは、3密になることや飛沫が飛び散りやすい等の注意点が示され、さらに、手洗いの場の使用人数の制限や飛沫が飛び散らないよう児童生徒に付き添って指導する人員の確保等の課題があり、現在の学校体制では万全の対応が出来ない状況である。

したがって、小中学校では、給食後の歯磨きを現時点において実施する

### 感染症対策に資する

#### 口腔ケアについて

#### ■質問■

新型コロナウイルスを含む感染予防には、口腔環境に起因するウイルスの増殖により、肺炎の発症につながるなど知られており、口腔環境・

機能の維持に資する取組を推進すべきと考える。

口腔ケアは、歯科領域だけでなく医療、看護、介護の領域でも一般的になっており、口腔の健康維持として全国の学校で

予定はないが、特に新型コロナウイルス感染症については、文部科学省から発出されている衛生管

理マニュアルに基づき、引き続き、感染症予防対策に取組んでいく。

などの高齢者への訪問説明や啓発活動が、被害を未然に防止する新たな試

みの一つとして効果が期待されることから関係機関と連携を図り、その普

及促進について具体的に検討を進める。

## 特殊詐欺にあわないために

### 固定電話に防犯対策を

#### ■質問■

北海道警察によると、今年の特種詐欺被害は、警察官や役所職員、金融機関職員等をかたり、

話で大金を失う可能性があるある犯罪。特殊詐欺対策機器の無料貸し出しの推進をと考えるが、所見を伺う。

#### ■町長■

し取る手口が多々みられ、特徴として65歳以上の高齢者が多いこと、訪問の前に固定電話に電話がかかってくるものがあ

消費生活相談センターを広域連携により設置し相談体制を整備するとともに、警察署、消費者協会、防犯協会などによる見守り活動を中心とした取組みをしてきた。

犯罪者との接触を断つという点では、留守番電話での予防を超えた更なる対策が必要で、固定電話に取り付けて通話を自動録音する機器で、警告音声と自動通話録音により、相手が振り込め詐欺犯だった場合に通話を断念することで、犯罪を未然に防止する効果が期待できる。

特殊詐欺は、一本の電

中で「自動通話録音機」

## 木田金次郎美術館の運営について

#### ■質問■

11月初旬「木田美術館冬期休館」の新聞報道で衝撃を受けた。新型コロナウイルス禍で地域経済への傷口が広がったところでの休館で、さらなる打撃は避けられそうもな

美術館の位置づけは。また、町民や地域住民の芸術文化を司るシンボルとして、NPO活動やボランティア活動など、人が集う象徴的な施設であると認識している。

く、疑問を禁じ得ない。町はこの美術館の設置者である。長期的な展望をもった文化施設の計画的な事業を展開する体制づくりや運営努力をする責任がある。

3. 条例を改正し、通年開館に戻す考えは。4. 美術振興協会の職員や、ポプラの会の皆さんに対する対応は。

#### ■教育長■

また、町民や地域住民の芸術文化を司るシンボルとして、NPO活動やボランティア活動など、人が集う象徴的な施設であると認識している。

1. 国による緊急事態宣言を受けた臨時休館による減収分の対応を指定管理者に確認したところ、道の感染拡大防止対策支援金の給付と、町独自の緊急経済対策により、年間を通しての収入が見込額を上回ったことから、支援を行わなかった。

4. 美術振興協会の職員は、これまでの豊富な経験等を持ち合わせていることから、今後も引き続き運営に力を貸していただけるよう配慮する。

町消費被害防止ネットワークなどの官民連携のみならず、町内会や近隣住民などの地域コミュニティによるきめ細やかな見守り活動も重要。

2. 木田金次郎の作品を中心とした岩内美術文化の普及と継承を図り、地域の文化と教育の振興に資するための施設として、平成6年11月に開館。他の公共施設と連携し観光客を誘致することで、経済的波及効果をもたらしている。他方では、「後志ミュージアムロード」として広域観光の一翼を担う重要な施設である。

1. 新型コロナウイルス感染症の緊急対策で、今年度だけでも美術館の救済はできなかつたか。

3. 冬期入館者数は、夏期と比較すると低位で推移しており、開館につ

こうした見守り活動の中で「自動通話録音機」

2. 町づくりにあける

3. 冬期入館者数は、夏期と比較すると低位で推移しており、開館につ

3. 冬期入館者数は、夏期と比較すると低位で推移しており、開館につ



# 岩内町総合振興計画の

## 策定について

### ■質問■

町長が、就任間もなく新たな総合計画の策定に明確な意思を示した事に敬意を表したい。

国はこれから、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい財政運営が予想され、道も「現時点で中長期的な財政推計や収支不足対策を盛り込む」とは困難」との見方を示している。

また、コロナの収束が見通せず、先行きに不透明感を増している。このような状況の中で、最上位の計画として長期的視点で進むべき方向性を示す総合計画の策定は、極めて難しい時期にある。

1. 計画策定の進捗状況は。  
2. 総合計画を総合振興計画に変えた意図は。

3. 計画の期間は。

4. 勇気を持って総合振興計画の策定を繰り延べしては。

### ■町長■

1. 令和2年8月、「第1回岩内町総合振興計画策定審議会」を開催し、計画策定への諮問を実施。

町民1,500名を対象にアンケートを配布し671名の回答を頂いた。

行政と町民の対話の場として全14回のワークショップを開催し延べ115名が参加。その後11月20日には「第2回審議会」、11月24日には議会において「総合振興計画特別委員会」を開催し、アンケート・ワークショップの結果報告、及び体系案の説明を実施している。

2. 計画は、町の重要な羅針盤を示す役割がある。

る。「振興」という言葉には「物事を盛んにする、盛んになる」という意味があり、計画の策定を通じて、まちの財産である、自然、食、歴史、文化など多くの地域資源を活用し、活性化に繋げたいという思いを込めて名称を変更した。

3. 令和3年度から令和12年度までの10年間。

### ■質問■

町長は義務教育学校の設置に関して、公聴部会や施設部会、既存校活用部会の考え方を取りまとめ、財務部会において中長期的な視点で検証・検討し、令和2年度内で決断すると発言している。

1. 財務部会で、どのような方向で検証・検討が進んでいるのか。施設一体型義務教育学校の実現に関しての考えは。

4. 令和2年度中の答申を目指し作業を進めている。しかし、新型コロナウイルスの影響により、策定スケジュールが当初の予定に比べ、ずれ込んでいる。本計画は、十分な民意の把握と議論や検討を重ねて策定すべきであり、時間の有無にとらわれることなく、熟議を重ねることが重要である。

## 施設一体型義務教育学校の

## 実現について

2. ハード面と費用ばかりがクローズアップされるが、ソフト面についての考えは。

3. この学校の内容を先送りして総合振興計画の策定はあり得ない。その計画の中で「教育」の占める重要性をどのように認識し、どのような役割を担うのか。

### ■町長■

1. 財務部会全体としての協議は、中・長期的

な財政運営が見通せた段階で、部会全体としての具体的な検討・協議を進めていく。

「子どもの心身の健全な成長を支える教育の実現」と、「健全な財政運営」とがバランス良く併存することが、学校環境を整備するための最低条件と考えている。

3. 総合振興計画で「人をはぐくむ町づくり」を基本計画として掲げ、「健やかな町づくり」の重要施策と位置づけることとしている。

思考力、判断力、表現力を高める学校教育・生涯教育の充実を高め、併せて安全・安心な学校施設を確保するための役割の一つとして、施設一体

型義務教育学校があると考えている。

### ■教育長■

2. 学校では、平成29年度より3年間と本年度より3年間、中学校の教職員が小学校で教科担任制による指導を実施する乗り入れ指導や公開研究会、小中学校の授業交流等を通じて、小中の連携を深める取組を行っており、取組の成果として、自己肯定感を高めるとともに一人ひとりの資質能力を伸ばすことができたなどがあげられている。

これらを踏まえ、教育を取り巻く課題を改善し、目指すべき学校像を実現するために、小中一貫教育を推進する。

## 道の駅の再生について

### ■質問■

道の駅を含めた周辺の再整備は長年の懸案事項であり、「道の駅検討会」の開催などを通して、本年度中に方向性をまとめ

ると発言している。

街づくりの観点から、マリナーパークや美術館、文化センターなどと融合する地域活性化の拠点となりうる新たな施設とし

での「道の駅」が必要と思われる。

そこには、道の駅としての機能はもちろん、町民同士の交流や憩いの場であり、又、福祉や防災も兼ね備えた複合的な機能がなくてはならないと考える。

1. 本年度も残り4ヶ月を切ったが、「道の駅検討会」での議事の進捗状況は。

2. 道の駅の機能や再生に向けた展望など、総合振興計画への位置づけは。

### ■町長

1. 2. 現在、策定準備を進めている総合振興計画・基本計画に、道の駅及び周辺の環境整備について、観光振興における情報発信拠点として、整備強化が必要な施策として位置づけたい。  
未開催となっている道の駅検討会の開催を通じた議論をはじめ、総合振興計画の策定段階におけるご意見も参考としなが

ら方向性を示していく。周辺の既存施設の有効活用も視野に、具体的なトライアル事業にも取り組むなど、立地場所や、運営体制、必要な機能のあり方の検証など、引き続き検討していく。

ら方向性を示していく。周辺の既存施設の有効活用も視野に、具体的なトライアル事業にも取り組むなど、立地場所や、運営体制、必要な機能のあり方の検証など、引き続き検討していく。



## 佐藤 英行 議員（市民自治を考える会）

### 岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議と岩内町としての洋上風力発電の推進について

#### ■質問

1. 岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議長の片岡寿都町長によ

る、「文献調査応募と引き換えに国に洋上風力発電「促進区域」に選定してもらおう。文献調査の最大20億円の交付金を利用して民間企業の誘致につなげたい。」この発言は、いつ提起され協議されたのか。

2. この発言に対しての見解は。

3. 島牧村と島牧漁協の推進会議からの脱退は本当か。報告は。理由は。今後の推進体制は。

4. 泊原発から一定の半径の海域に構築物を建

てる場合、規制があると聞いているが、その範囲は。また理由は。

5. 「再エネ海域利用法」に基づくガイドラインに「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」とあり、町における漁業の操業をしている海域の種類と海域は。

6. 「漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと」とあるが、町に關係する漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等は。

#### ■町長

1. 岩宇・南後志地区

洋上風力発電推進会議は、新たに「岩宇・南後志地区洋上風力発電導入

推進協議会」として発足。協議会において、文献調査応募と引き換えに、「促進区域」に選定して頂くといった内容の提起はない。

2. 協議会においても議題になっていないことから、見解を申し述べるものではない。

3. 協議会に対し、脱退の正式な申し出は、受けていないとの事。引き続き、広域連携による促進区域への指定を目的し、国・道への情報提供を行い、地域関係者の理解促進を図る。

4. 発電所周辺の海域における構築物に関しての法的規制はない。ただ

し、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」に基づき、発電所から半径7km以内を漂流物調査範囲と設定している。

5. 町における漁業海域は、単有と共有があり、単有は沿岸から沖合5kmまで、共有は沖合5kmから1万9百mまで。

6. 岩内港の臨港地区内に「漁港区」として分区分され、大和埠頭から万代船揚場まで及び漁業埠頭を指し、面積は9.9ha。道が管理する敷島内漁港、面積は0.1ha。

「港湾区域」は、岩内港においては、西防波堤上に原点があり、この原点から規定された海面を



指し、面積は395ha。  
「海岸保全区域」は、  
御崎の西防波護岸から野  
東の海岸までを指し、延  
長1千2百10m。

## 自治基本条例の制定に

### ついて——岩内町総合

### 振興計画策定を機に

#### ■質問

2000年の地方分権  
一括法の成立により、機  
関委任事務の廃止などか  
ら20年となる。

憲法は「権力に枠を定  
める最高法規」で、自治  
基本条例は「代表権限の  
運営に枠を定める自治体  
の最高規範」である。地  
方自治体の主役は町民で  
あり、自治基本条例は首  
長と議会の二元代表制を  
正常に運営させるための  
ものであり、二元代表権  
限を逸脱させないための  
ものでもある。

町民、職員、町長、議員、  
四者の参加により、町長  
が何のために、どのよう  
な理念のもとに、どのよ  
うな自治基本条例を作り  
たいのか、町長の職務を  
遂行する上でどのような

自治基本条例であるべき  
かを提起し、自治基本条  
例の策定に着手すべきと  
考える。自治基本条例に  
対する考え方及び制定方  
針は。

#### ■町長

自治基本条例は、住民  
自治に基づく自治体運営  
の基本理念や基本原則を  
自治体自らが定めるもの  
であり、これからの自治  
体運営には、地域の特  
性を生かした地域づくりを  
自主的・自律的に進めて  
いくことが求められてい  
る。

そのためには、住民  
議会、行政がそれぞれの  
役割のもと情報を共有  
し、協力し合いながら取  
組む協働の理念が重要で  
あり、こうした取組こそ

が住民自治の基本である  
と考えている。

こうした考えのもと、  
新たな町の進むべき方向  
性の決定や重要施策等に

については、必要な情報を  
提供し、町民皆様の声を  
反映できるように、幅広  
い方々からの声をお聴  
きする機会を確保する

とともに、意見・要望  
にしつかりと耳を傾け、  
ニーズを踏まえながら取  
り進めていることから、  
現時点では自治基本条例

を制定する考えには至つ  
ていない。

## 大田 勤 議員（日本共産党）

### コロナ第3波から

### 飲食業者を守る緊急対策を

#### ■質問

1. コロナ対策で飲食  
事業者や家賃減免オー  
ナーを対象に家賃補助。  
交付決定77件、執行率  
62%。未執行の要因は。  
事業者、オーナーへの周  
知は。

なく活用できるよう「新  
型コロナ対策制度活用説  
明会」を開き対応困難  
者に周知しては。

求められるのでは。

も呼びかけた。

#### ■町長

5. 国は1兆5千億円  
の地方創生臨時交付金を  
追加。こうした対策を見  
直し飲食業者のPCR検  
査や健康診断を予算化し  
安全の確保、直接届く事  
業者応援額給付金、飲  
食サービス事業者等家賃  
補助第2弾が必要では。

1. 自己保有店舗が想  
定よりも多かった。郵送  
による直接案内等のほ  
か、関係機関からも呼び  
かけた。

4. 説明会に大勢の方  
が集まるのが想定さ  
れ、感染リスクを軽減で  
きる方法での周知を選  
択した。

2. 事業者応援額給  
付金の執行率85%。事業  
者への周知は。予算額が  
残った要因は。

6. 町を支えてきた飲  
食業者の雇用を守り多様  
な業者を廃業から守るこ  
と。業者が年を越せるよ  
う直接届く支援の強化が

2. 防災無線等のほか  
未申請者に対し確認文書  
を郵送。条件に該当する  
事業者が想定よりも少な  
かった。

5. 地域の実態を十分  
に把握し、国や道の支援  
策の動向も注視する中  
で、影響を受けている業  
種への支援を検討してい  
きたい。

3. 飲食サービス事業  
者感染防止対策の執行率  
110%の要因は。事業  
者への周知は。

3. 感染拡大が長引く  
ことが予測され、事業者  
の関心も徐々に高まっ  
た。郵送による直接案内  
等のほか、関係機関から

3. 飲食業は地域経済  
を支える重要な産業の一  
つである。引き続き、効  
果的な支援策を講じてい  
く。

4. 補助・給付がもれ

う直接届く支援の強化が

等のほか、関係機関から

く。



# エレベーターの無い公営住宅

## 上層階に住む高齢者の

## 生活を守る通達の実現を

### ■質問

1. 国土交通省住宅局長通達の公募の例外で改正是「エレベーターのない公営住宅4階の入居者が加齢等で階段の歩行が困難。一方、同じ棟の1階が空家の場合等が想定される」と例示。町は例示を検討しているのか。
2. 町は上層階に住む高齢者に便利で快適な環境を作る必要がある。良好な環境とは。移動手段のエレベーター設置は含まれないのか。

3. 北海道高齢者居住安定確保計画の基本計画に「公住で階段昇降が困難な高齢者に、低層階（1・2階）の住戸やエレベーター設置の住棟へ住み替えを促進」とあるが、いつから対応か。

4. 22年までの町計画で年間高齢者住み替えの具体的な目標は。

5. 上層階居住高齢世帯住替は、元気な内に高齢者対策として健康で生活するためにも国交省通達に沿って具体化すべきでは。

### ■町長

1. 令和元年度に、例示に類似した状況での特定入居を決定している。今後も入居者の状況を勘案し適切に対応する。

2. 町営住宅条例第3条の4に良好な居住環境の確保を規定している。エレベーターも含まれるが、平成25年3月以前に整備された公営住宅へのエレベーター整備は義務付けされていない。

3. 4. 入居者の状況を勘案し決定する対応に努めている。年間の具体的な人数等の目標などは定めていない。

5. 特定入居の取扱いは、公平性・客観性がより求められ、かつ予防的

## 住民サービス低下を招く 借金による義務教育学校 建設は時期尚早

### 建設は時期尚早

### ■質問

1. 11月の財政状況報告の基金は9億6千9百81万円。この中で学校整備に使用できる基金は。

2. 町義務教育学校基本構想・基本計画で施設一体型義務教育学校新設概算事業費67億3千百万円。改修事業費の交付金と交付税措置は。新設事業費の負担金と交付税措置は。

3. 交付金等を除いた町の負担の推計は。

- 措置の特定入居は、現行法令上、認められていないと認識している。現在、町では、耐用年数超過住宅からの住替を優先的に進めているが、入居者の状況を十分勘案し対応に努める。

4. 一般会計町債現在高93億8千7百64万9千円。改修・新設の場合それぞれ起債額は。

5. 施設一体型義務教育学校建設で地方債を発行した場合、実質公債費比率の数値は。学校建設や公共施設の建て替えとで財政の硬直化がますます進むのでは。

6. 大きな借金を背負いながらする事業は、住民サービスの低下を招く。学校を改修しながら学校運営を行っても子ども

も達の学習環境は守れる。多額の借金による義務教育学校建設は時期尚早。答弁を。

### ■町長

1. 公共施設又は教育という大きな枠組みの中では処分可能なものも含まれているが、各基金の残額からも想定しにくい。

5. 実質公債費比率は、現時点で試算することが困難だが、一定程度上昇することは避けられない。

- 大型事業の実施に伴う地方債の発行は、一般的に借入金額も大きくなり、後年度の財政運営への影響は少なからず生じてくると考えるが、財政の硬直化にならないよう財政運営に努めていく。

### ■教育長

2. 3. 4. 基本構想・基本計画の概算事業費試算では、既存校舎改修の場合、交付金約6億5千万円、交付税措置額約16億6千4百万

- 円、町負担額約72億2千4百万円、起債約55億4千5百万円と推計。新設の場合、負担金及び交付金約15億6千万円、交付税措置額約18億4千8百万円、町負担額約33億2千万円、起債約37億1千3百万円と推計。

6. めざす学校像を実現するため、小中一貫教育を推進し、実践する学校形態を検討する過程で、施設一体型義務教育学校の設置を検討したもので、環境の改善を検討することを見合わせるという選択肢には至らなかった。



## 議 会 日 誌

11月 3日	岩内町功労者表彰式・ 優良勤労青少年顕彰	12月 2日	建設産業委員会
4日	建設産業委員会	3日	総務委員会
10日	後志町村議会議長会役員会・ 臨時総会	4日	議会運営委員会
19日	岩内商工会議所永年勤続優良 従業員表彰式	5日	岩内町制施行120周年記念 式典
22日	共和町町制施行50年記念 式典	7日	第4回定例会招集
24日	総合振興計画特別委員会 各派代表者会議	14日	10大ニュース審査会
25日	原子力発電所問題特別委員会	14日～17日	第4回定例会再開
26日	社会文教委員会	1月10日	岩内町成人式
27日	建設産業委員会	28日	建設産業委員会
27日	総務委員会		
30日	議会運営委員会 第4回臨時会		
12月 1日	社会文教委員会		

一般質問の全文は、町のホームページ内  
「岩内町議会」のページにて公開して  
おりますので、ご覧ください。

町公式HP

<https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

### 少人数学級の拡充を求める意見書

道内において新型コロナウイルスに関連した感染症の患者が増加傾向にあり、道内で確認された患者数は延べ1万1,564名(12月15日現在)で、小中学校、高校にも広がっています。年末・新年など繁忙期を迎え子ども達の感染防止対策が強く望まれています。

一方、公立小中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、現在の40人学級では、新型コロナウイルス感染症予防のために必要とされる児童生徒間の十分な距離の確保が困難であり、その対応が学校現場において大きな課題となっております。

本年9月8日行われた政府の教育再生実行会議においても、少人数学級を進めてほしいとの意見が出され、萩生田光一文科科学大臣から少人数学級に対して、令和のスタンダードとしての新しい学びの姿であり、多くの人が方向性として共有できる課題である旨の発言もありました。

こうした実情を踏まえて、今後予想される新型コロナウイルス感染症の再拡大時にあっても、必要な教育活動を継続して子ども達の学びを保障すると共に、子ども達一人一人に、主体的、対話的で深い学びの実現を図り、社会で自立するために必要な資質・能力を育むための少人数学級の拡大が是非とも必要です。

よって、国においては、少人数学級の拡充を実現するため、教職員定数の改善の実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文科科学大臣

殿

岩内町議会 議長 永井 明

### 編 集 後 記

「議会たより151号」をお届けいたします。第4回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会たよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりました方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会たよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)